

別表 1 高齢者バリアフリー型

次に掲げる 4 つの要件を全て満たす工事とする。

1 世帯要件	高齢者世帯で、かつ、世帯員全員の前年の所得総額が 3 5 0 万円未満の世帯が行う工事（高齢者と高齢者以外（1 8 歳未満の世帯員を除く）からなる世帯の所得においては、公的年金等を除く。）
2 住宅要件	由布市内にあり、高齢者世帯が居住している住宅で行う工事（既存住宅を購入する場合を含む。） ただし、離れ等の付属棟のみを改修する場合は除く。店舗等の用途を兼ねる場合は、その用途に供する部分の床面積が延べ床面積の 1 / 2 未満のものを含む。 マンション等の共同住宅も対象とする。ただし、専有部分のみとする。 昭和 5 6 年 5 月以前に建てられた木造住宅にあつては、耐震アドバイザー派遣制度を利用すること。
3 工事要件	次の第 1 号から第 1 0 号の一以上を行い、かつ、第 1 3 号を満たす工事（第 1 号から第 1 0 号の一以上とあわせて行う第 1 1 号又は第 1 2 号を含む。） （1）高齢者用の寝室等の増築工事 寝室等とは、寝室のほか収納、便所、浴室、洗面所および廊下を含む。（以下「寝室等」という。）増築部分は、段差をなくす等高齢者に配慮した仕様にする。 （2）高齢者用の寝室等の間取り変更工事 （3）高齢者用の寝室等の内装改修工事 （4）床の段差解消工事、スロープ設置工事 （5）手すり設置工事 （6）高齢者のために行う便所改修工事 （7）高齢者のために行う浴室、洗面所改修工事 （8）高齢者用のベッド設置のため畳を板張りに変更する工事 （9）車椅子対応型流し台設置工事 （1 0）その他知事が認めるバリアフリー改修工事 （1 1）省エネ改修工事（ヒートショック対策工事を含む） （1 2）宅内配管設備工事（合併処理浄化槽設置に伴うものに限る。） （1 3）補助対象工事費が 3 0 万円以上の工事
4 施工者要件	次の各号の一に該当する施工者が行う工事 （1）大分県内に本店を有する法人 （2）大分県内に住民票がある個人